

内 共 第 7 号 第 5 種 共 同 漁 業 権

行 使 規 則

令 和 6 年 1 月 1 日

木 曾 川 漁 業 協 同 組 合

行 使 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第7号第5種共同漁業権(以下「内共第7号」という。)の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第7号の内容である次の表のア欄の漁業について、イ欄の漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄のとおりする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あゆ漁業	竿釣(友釣り)、刺網	組合員であること。
	投網	5年以上の組合員であること。
	やな	10年以上の組合員であること。
こい漁業	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>、刺網、笠	組合員であること。
	投網	5年以上の組合員であること。
かじか漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>	組合員であること。
にじます漁業 いwana漁業 あまご漁業 (地方名:たなびら・あめのうお)	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>	
	投網、たも網(夜すくい漁・濁りすくい漁は禁止)	5年以上の組合員であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項の漁業を営む権利を有する組合員が死亡した場合において、相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業を営むべき期間)

第 4 条 次の表の左欄の漁業は、それぞれ右欄の期間内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

漁業の名称	期 間
あゆ漁業	6月1日以降で組合が定めて公示する期間。 ただし、友釣り以外の漁具、漁法は、8月15日以降で組合が定めて公示する期間。
こい漁業	1月1日から12月31日まで。
かじか漁業	5月16日から翌年2月末日まで。
うぐい漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで。
にじます漁業 いwana漁業 あまご漁業(地方名:たなびら・あめのうお)	3月1日から9月30日まで。

2 前項ただし書の規定により、理事が期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(漁業の方法等)

第 5 条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 統数又は規模	(エ) 区 域
あゆ漁業	竿釣	1人1本 友釣りに限る	内共第7号漁業権漁場の禁止区域を除く全区域。
	刺網	網目1目の大きさは21mm以上 1統の大きさは幅1.5m、長さ20m以内 1人5統以内	
	投網	網目1目の大きさは21mm以上 1人1統	
	やな	小型:間口3m以下、占有面積1,653㎡以内 大型:小型やな漁法以外のやな いずれか1人1統	
こい漁業	竿釣	1人3本以内 採捕量5尾以内	
	刺網	網目1目の大きさは60mm以上 1統の大きさは幅2m、長さ20m以内 1人5統以内 採捕量5尾以内	

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 統数又は規模	(エ) 区 域
こい漁業	投網	網目 1 目の大きさは 21mm以上 1 人 1 統 採捕量 5 尾以内	内共第 7 号漁業 権漁場の禁止区 域を除く全区 域。
	筌	1 人 1 統 採捕量 5 尾以内	
かじか漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業	竿釣	1 人 1 本	
にじます漁業 いわな漁業 あまご漁業 (地方名:たなびら・ あめのうお)	竿釣	1 人 1 本	
	投網	網目 1 目の大きさは 21mm以上 1 人 1 統	
	たも網	網目 1 目の大きさは 21mm以上 1 統の大きさは直径 35cm以下 1 人 1 統 夜すくい漁・濁りすくい漁は禁止	

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第 6 条 理事は、第 2 条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間その他内共第 7 号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第 2 条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合には、理事会の議決によらなければならない。

(全長の制限等)

第 7 条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20cm
うぐい	10cm
にじます、いわな あまご(地方名:たなびら・あめのうお)	15cm

2 かじか卵は採取してはならない。

(子ども釣り専用区域の設定)

第 8 条 次の表のア欄の区域においては、中学生以下の者がイ欄の魚種、ウ欄の漁具、漁法を用いて、エ欄の期間に漁業をする場合を除き、第 2 条の漁業を営む権利に基づいて漁業を行ってはならない。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 漁 具・漁 法	エ 期 間
木曾郡木祖村の木曾川 川の駅エリア内の 0.26 km	全魚種	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>	1月1日から 12月31日まで。 ただし、にじます、いわな、あまご(地方名:たなびら・あめのうお)は3月1日から 9月30日まで。
木曾郡木曾町福島の上田沢川 木曾川合流点を起点とし上流駒迎橋までの 0.7 km			
木曾郡大桑村の上田沢川 木曾川合流点を起点とし村道長野線と交差する地点までの 0.95 km			
木曾郡大桑村のサヨリ沢川 大桑村長野地区 1656・14 番地下を起点とし村道長野線沿いに上がり 1458・2 番地横までの 1.0 km			

(禁止区域の設定)

第 9 条 次の表のア欄の河川、イ欄の区域、ウ欄の魚種、期間においては、第 4 条の漁業を営むべき期間内であっても漁業を行ってはならない。

ア 河 川	イ 区 域	ウ 魚 種・期 間
(1) 木 曾 川	木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	全魚種 1月1日から 12月31日まで。
(2) 木 曾 川	木曾郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	
(3) 木 曾 川	木曾郡木曾町福島中組の寝覚発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	
(4) 木 曾 川	木曾郡木曾町日義の新開発発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	
(5) 王 滝 川	木曾郡木曾町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流 90m・下流 275mに至る区域	
(6) 王 滝 川	木曾郡木曾町三岳牧尾ダム堰堤から上流 550mに至る区域	
(7) 王 滝 川	木曾郡王滝村滝越ダム堰堤から上流 90m・下流 100mに至る区域	
(8) 王 滝 川	木曾郡王滝村三浦ダム堰堤右岸上流 500m地点と同左岸上流 200m地点とを結ぶ線から下流のたん水域	

ア 河 川		イ 区 域	ウ 魚種・期間
(9)	王 滝 川	木曾郡王滝村水無沢水位測点 5 号から上流の三浦ダムたん水域	全魚種 1月1日から 12月31日まで。
(10)	味 噌 川	木曾郡木祖村小木曾の味噌川ダム上流の貯砂ダムから下流 65m の地点から上流の味噌川本支流全域	
(11)	味 噌 川	木曾郡木祖村小木曾の味噌川ダム堰堤から上流 600m・下流 550mに至る区域	
(12)	水 木 沢	木曾郡木祖村小木曾の笹川合流点から上流の水木沢全域	
(13)	黒 川	木曾郡木曾町福島黒川渡ダム堰堤から下流木曾川合流点に至る 区域	
(14)	小 川	木曾郡上松町赤沢黒沢合流点から上流の赤沢本支流全域	
(15)	椰 野 沢	木曾郡南木曾町読書の木曾川合流点から上流の椰野沢全域	
(16)	坪 川	木曾郡南木曾町田立の滝上(天河滝より上)の坪川全域	かじか 1月1日から 12月31日まで。
(17)	末 川	木曾郡木曾町開田高原末川の大屋橋から上流小野原橋上の堰 堤に至る区域	

(投網禁止区域の設定)

第 10 条 次の表のア欄の河川、イ欄の区域、ウ欄の魚種、期間においては、第 4 条の漁業を営むべき期間内であ
っても投網による漁業を行ってはならない。

ア 河 川		イ 区 域	ウ 魚種・期間
(1)	笹 川	木曾郡木祖村小木曾の味噌川合流点から上流の笹川全域	全魚種 1月1日から 12月31日まで。
(2)	木 曾 川	木曾郡木曾町福島の塩渕堰堤から上流城山発電所放水口に至 る区域	
(3)	黒 川	木曾郡木曾町新開の黒川本支流全域	
(4)	熊 沢 川	木曾郡木曾町新開の熊沢川全域	
(5)	八 沢 川	木曾郡木曾町福島八沢の木曾川合流点から上流の八沢川本支 流全域	
(6)	中 沢 川	木曾郡木曾町福島川合の木曾川合流点から上流の中沢川全域	
(7)	末 川	木曾郡木曾町開田高原末川の西野川合流点から上流の末川全 域	
(8)	西 野 川	木曾郡木曾町開田高原柳又の関西電力取水堰堤から上流の西 野川本支流全域	
(9)	西 野 川	木曾郡木曾町三岳の常盤ダム流れ込みから上流の白川合流点に 至る区域	

ア 河 川		イ 区 域	ウ 魚種・期間
(10)	王 滝 川	木曾郡王滝村野口の王滝川合流点から上流の鈴ヶ沢全域	全魚種 1月1日から 12月31日まで。
(11)	王 滝 川	木曾郡王滝村滝越の滝越堰堤から上流の王滝川本支流全域	
(12)	小 川	木曾郡上松町小川の灰沢堰堤から上流の小川本支流全域	
(13)	殿 小 川	木曾郡大桑村殿の関西電力取水堰堤から上流の殿小川全域	
(14)	与 川	木曾郡南木曾町与川の木曾川合流点から上流の与川全域	
(15)	蘭 川	木曾郡南木曾町吾妻の蘭川全域	
(16)	坪 川	木曾郡南木曾町田立の坪川全域	

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第 11 条 第 2 条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁場ごとの操業期間、漁獲量及び魚種別増殖実施量について、毎年1月末までに、組合に報告しなければならない。

2 前項の規定は、組合において行使状況を把握している、若しくは直接把握することができる事項においては省略することができる。

(漁業権管理費の負担)

第 12 条 内共第 7 号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第 7 号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は次のとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 行使料の額
ア ユ 漁 業	とも釣り	3,150 円
	刺網(20m1 張)	2,500 円
	投網	10,000 円
	大型ヤナ	73,500 円
アユ以外の漁業	コイ刺網(20m1 張)	4,000 円
	コイ釜	7,000 円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第 13 条 内共第 7 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処

分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共第 7 号の行使をさせないことができる。

- 2 内共第 7 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(付則)

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(行政庁の認可:令和 5 年 12 月 1 日)